

北九州市事業系ごみ減量チャレンジ補助金交付要綱

(通則)

第1条 北九州市事業系ごみ減量チャレンジ補助金交付要綱（以下「補助金」という。）の交付については、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、市内の中小企業等が事業活動に伴い排出する事業系一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）の減量及び再生利用の促進を図るため、分別・保管場所の整備や備品の購入等（以下「整備等」という。）に要する経費の一部を補助し、事業系ごみの減量及び再生利用に向けた積極的な取組を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 本要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物：北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年10月7日条例第28号)第2条第1項第5号に規定する事業系一般廃棄物をいう。
- (2) 市内：北九州市の区域内をいう。
- (3) 中小企業等：別表第1に該当する中小企業等であること。ただし、中小企業等以外の法人であって事業を営むものが単独で、当該中小企業等の発行済株式の2分の1以上を保有する場合を除く。

(補助事業者)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、必要かつ相当と認める者に対して補助金を交付するものとする。

- (1) 市内に本店または事業所を有している中小企業等で補助の対象となる整備等を行うこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 保管場所について自ら所有し、整備等を行うことができる事業者
 - イ 保管場所について所有者から委任を受けて管理を行っており、整備等を行うことについて許可を受けている事業者
- (4) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であること。

(補助金の対象となる経費)

第5条 補助の対象となる経費は、整備等に要する経費（消費税及び地方消費税を含む）のうち別表第2の第2欄に定める経費（以下「補助対象経費」という。）とし、補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）において整備されたものとする。（交付申請前に整備したものは対象外とする。）

2 補助対象期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は予算の範囲内とし、前条第1項に規定する補助対象経費の合計額に別表第2の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。また上限は別表第2の第4欄に掲げる額とする。）とする。

2 補助金の交付については、1事業者につき1回とする。

3 補助対象経費について、当該補助金と別に国、福岡県、北九州市から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の受付期間内に、北九州市事業系ごみ減量チャレンジ補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の場合は登記事項証明書及び役員等名簿、個人事業者においては、運転免許証の写し等の本人確認ができる書類
- (2) 市内に事業所を有していることが確認できる書類
- (3) 暴力団排除に関する誓約書
- (4) 交付申請額が確認できる見積書等の書類
- (5) 整備等を行う場所について、自ら所有すること又は所有者等から許可が得られていることが証明できる書類
- (6) 整備等実施場所現況写真
- (7) 市税の納税証明書（市税に滞納がないことの証明）
- (8) 前1～7号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請受付期間等)

第8条 前条の規定による交付申請の受付期間（以下「交付申請受付期間」という。）は、当該年度の3月31日（その日が日曜日、土曜日又は休日にあたる場合は、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）までとする。

2 交付申請受付期間であっても、前条の規定による交付申請が予算の範囲を超えた場合は、申請の受付を終了するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付を決定した場合、補助金の交付決定を受ける者（以下「補助事業者」という。）に北九州市事業系ごみ減量チャレンジ補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、審査により不交付を決定した場合には、北九州市事業系ごみ減量チャレンジ補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(交付条件)

第10条 市長は、前条に規定する交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、当該交付決定の内容又は前条の条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取り下げがあったときは、速やかに当該申請に係る補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助対象事業の内容変更等)

第12条 補助事業者は、整備等の内容を変更し、又は整備等を中止しようとするときは、あらかじめ北九州市事業系ごみ減量チャレンジ補助金導入設備等変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、整備等の内容を変更しようとするときは、変更内容が確認できる書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、北九州市事業系ごみ減量チャレンジ補助金導入設備等変更承認通知書（第5号様式）、又は北九州市事業系ごみ減量チャレンジ補助金導入設備等変更不承認通知書（第6号様式）より申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、整備等が完了したとき、その日から20日以内又は当該年度2月末までのいずれか早い日までに、北九州市事業系ごみ減量チャレンジ補助金交付実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 整備等を行った後の現況写真
- (2) 支出の事実を確認できる書類（契約書、領収書、振込伝票、通帳の写し等）
- (3) 前1～2号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第14条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、整備等の状況が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、北九州市事業系ごみ減量チャレンジ補助金交付額確定通知書（第8号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第15条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日より30日以内に補助金を交付しなければならない。

(交付決定の取消)

第16条 市長は、補助事業者又は施工業者等が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

この場合において、取消しにより補助事業者又は施工業者等に損害があっても、市長はその損害の責めを負わないものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、北九州市事業系ごみ減量チャレンジ補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日を超えない範囲で定めるものとする。

(整備場所の適正管理義務)

第18条 補助事業者は、その整備等の適切な維持管理に努めなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、この要綱により補助金の交付を受けて取得した財産を、補助事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間までは、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸付けしてはならない。

2 市長は、前項に規定する財産を補助金の交付目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸付けに供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

(調査)

第20条 市長は補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、整備等の後の状況について、現地調査することができる。

(電磁的記録による作成)

第21条 この要綱の規定により作成することとされている書類等については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

2 第1項の場合において、押印または署名等をするものについては、氏名又は名称を明らかにする措置であって各号のいずれかに該当するものをもって当該署名等に代えさせることができる。

- (1) 電子証明書による電子署名が付されたもの（マイナンバーカードや商業登記電子証明書など）
- (2) 申請者から届け出があった電子メールアドレスから送信されたもの
- (3) GビズIDによる認証を経たもの

(電磁的方法による事務処理)

第22条 この要綱の規定による書類等の処理については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

(雑則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

業種分類	定義
1 製造業、建設業、運輸業、その他（次号から第7号までに掲げる業種を除く。）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
2 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
3 サービス業（ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く。）	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
4 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
5 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
6 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
7 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
8 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
9 学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
10 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
11 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記1～7の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
12 特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記1～7の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
13 財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記1～7の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
14 特定非営利活動法人	上記1～7の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

別表第2（第5条関係）

整備等の内容	補助対象経費	補助率	補助金の上限
(1) 分別環境を整えるための商品等の購入 ・分別しやすいごみ箱・コンテナ等の購入 ・資源ごみの一時保管容器等の購入 ・機密紙を処理する機械（シュレッダー）等の購入 ・生ごみを減量・資源化するための機械等の購入 など	工具器具 備品費、 消耗品費 等	1 / 2 以内	補助金額 10万円 を上限
(2) 分別環境を整えるための事業所の整備 ・ごみ置き場・職場の区画整理（ゾーニング改修等） ・分別ごとの動線確保のための床面表示工事 ・分別スペース確保のための軽微な工事 ・分別用保管庫等の設置（簡易な基礎工事を含む） など	施設改修 費、工事 委託費 等	1 / 2 以内	補助金額 10万円 を上限

【留意事項】

- ①新たな取組として必要な経費を対象とし、既存経費を振り替えて計上することは認めない。
- ②市が交付決定した内容と異なる事業や経費は、事業完了後に申請・報告しても補助対象とならない。
- ③事業実施に必要と認められない、補助目的に合致しない等の場合、部分的に対象経費として認められない場合もある。
- ④補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類で金額等が確認できるもののみとする。
- ⑤「(1) 分別環境を整えるための商品等の導入」と「(2) 分別環境を整えるための事業所の整備」の併用はできないものとする。
- ⑥「(2) 分別環境を整えるための事業所の整備」を実施する場合において、当該整備と一体的に必要な商品等の購入費用については、整備費用に含めて申請できるものとする。